

## 令和2年度国保税率を改正します！

令和2年度からそれぞれの目的別に定めている国保税率を改正します。

	①医療給付費分		②後期高齢者支援金分		③介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	7.9%	<b>7.1%</b>	2.6%	<b>2.6%</b>	2.4%	<b>2.4%</b>
均等割	26,800円	<b>26,100円</b>	8,600円	<b>9,400円</b>	11,000円	<b>10,700円</b>
平等割	21,400円	<b>19,600円</b>	6,800円	<b>7,000円</b>	6,000円	<b>5,600円</b>

### ポイント

#### 1. 収支バランスを調整します

安定した国保運営を推進するため、国保給付基金を確保しつつ、令和2年度から令和4年度までの当面3年間における収支バランスを調整します。

#### 2. 応能割（所得割）と応益割（均等割・平等割）のバランスを調整します

各々の負担能力にかかる税負担と医療の受けることによる受益にかかる税負担のバランスを調整します。

## モデルケースによる税額の比較

※これは一例であり、実際の税額は各世帯の状況によって異なります。

### 《ケース1》

35歳夫婦・子ども2人  
営業所得250万円  
(軽減なし)



**18,600円  
減額!**

改正前 年税額 397,600円 → 改正後 年税額 379,000円

### 《ケース2》

45歳単身  
営業所得60万円  
(5割軽減あり)



**3,200円  
減額!**

改正前 年税額 75,000円 → 改正後 年税額 71,800円

### 《ケース3》

65歳夫婦  
年金収入230万円  
(所得110万円)  
(2割軽減あり)



**7,300円  
減額!**

改正前 年税額 160,000円 → 改正後 年税額 152,700円

### 《ケース4》

70歳単身  
年金収入120万円  
(所得0円)  
(7割軽減あり)



**400円  
減額!**

改正前 年税額 19,000円 → 改正後 年税額 18,600円

## 特集2

# 令和2年度 国民健康保険税の 税率を改正します

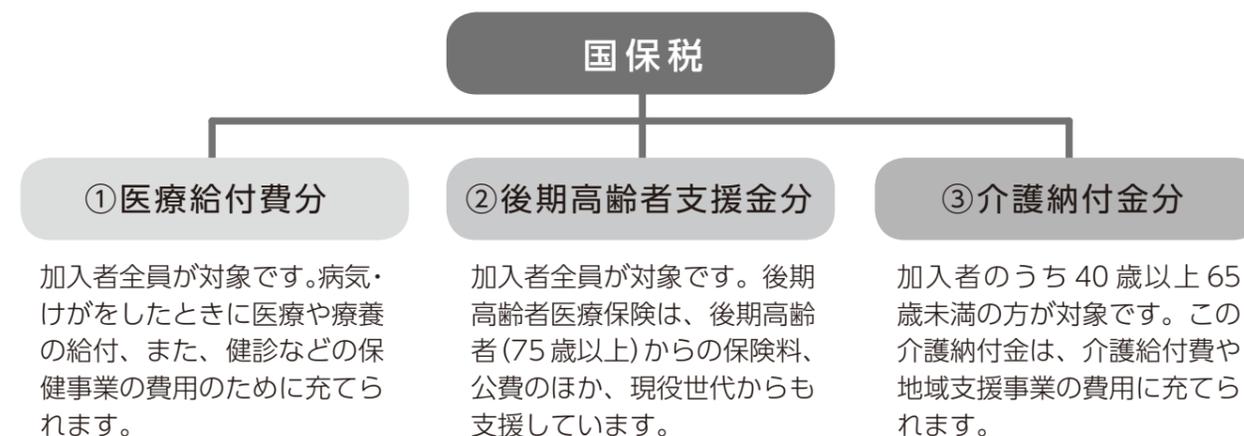
市の国民健康保険（国保）事業は、これまで一般会計からの一時借入を行うなど厳しい財政運営が続いてきましたが、平成30年度から滋賀県が県内市町の国保財政の運営主体となり、財政の健全化を図ってきました。

これにより、平成30年度決算では、国保の財政運営は黒字決算となったことから、令和2年度に国保税の税率を見直し、保険給付と国保税負担のバランスを図ります。また、令和2年度より徴収方式を見直します。

国保税課 ☎ (25) 8116

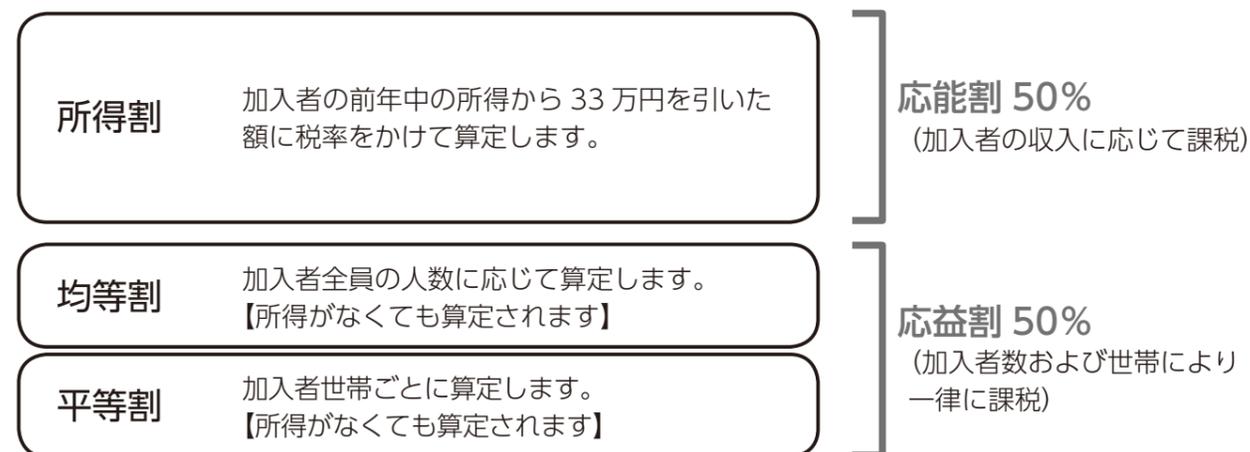
## 国保税は目的別に計算しています

国保税は①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分の3つの目的に使用するための税金です。それぞれの目的は次のとおりです。



## 国保税（所得割・均等割・平等割の三方式）

それぞれの目的別（医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）に負担する国保税を徴収するために、市では次のような算定方法を採用しています。



国保税は、税額に占める応能割（所得割）と応益割（均等割と平等割）の比率をそれぞれ50%ずつ（国保税全体で100%）となるように調整しています。

## 国保税の仮算定を廃止します

現在は、国民健康保険税の普通徴収（納付書・口座振替）世帯における算定方法は、4月から6月までを仮算定期間とし、その期間は前年の国保税をもとに暫定的に国保税額を決定しています。

令和2年度からは、税額決定の仕組みを分かりやすくし、納付月によって税額が増減しないようにするため、仮算定を廃止し、前年中の所得をもとに税額を決定する本算定のみの方に変更します。（下表参照）

### ポイント

#### 1. 保険税額が分かりやすくなります

前年中の所得が確定する6月に計算し、保険税額を決定します。仮算定額との差引を行わないため保険税額の計算内容が分かりやすくなります。

#### 2. 年間の保険税額は変わりません

仮算定がなくなり1回あたりの納付額は増えますが、1年間の保険税額には影響ありません。

#### 3. 通知が年1回になります

国保税の通知は、4月（仮算定）と7月（本算定）の年2回でしたが、6月の1回のみとなります。

### ○令和元年度までの徴収方法

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
← 仮算定(3期) →			← 本算定(9期) →								

### ○令和2年度からの徴収方法

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
		← 本算定(10期) →									

## 国保税のお支払いについて

仮算定の廃止により、国保税のお支払い月は次のように変わり、令和2年度からは、年間税額を10期（6月から翌年3月まで）に分割して納めていただきます。

※年金からの天引き（特別徴収）の方は、変更ありません。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納付書または口座振替（普通徴収）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年金からの天引き（特別徴収）	○		○		○		○		○		○	



### 国保税の期限内納付にご協力をお願いします

国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに充てられている大切な財源です。

この財源を確保するために、国保税の期限内納付にご協力をお願いします。

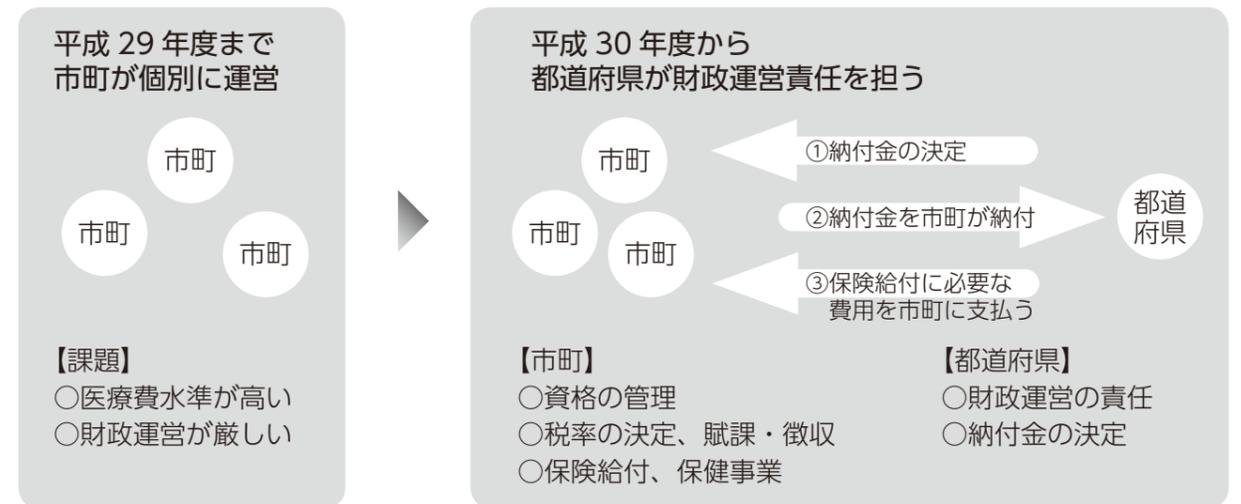
## 安定した国保運営に努めます

国保では高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費が年々増加し、それに伴う保険給付費などが増加する中、国保加入者の減少による税収減のため、保険者による国保運営が厳しくなってきました。こうしたことから、平成30年度に国保制度が改革され、都道府県が国保財政の運営主体となり、納付金制度が導入されま

した。

滋賀県における納付金は、市町ごとの所得水準を反映して按分する一方、市町ごとの医療費水準は反映しない方法が採用されたため、県下平均より所得水準が低く、医療費水準が高い高島市にとってはメリットが働き、平成30年度では黒字決算となりました。

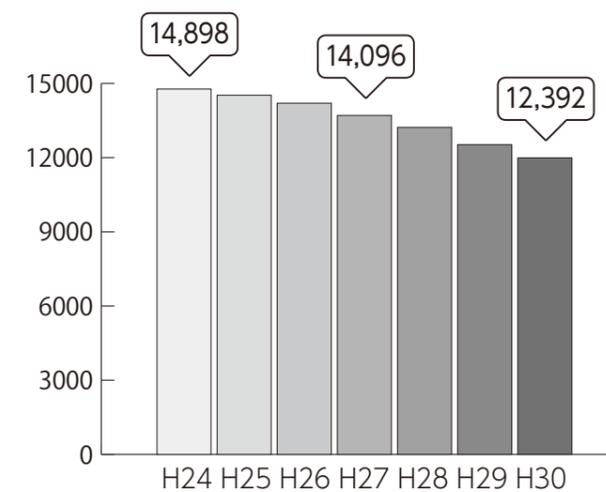
## ～納付金制度って何？～



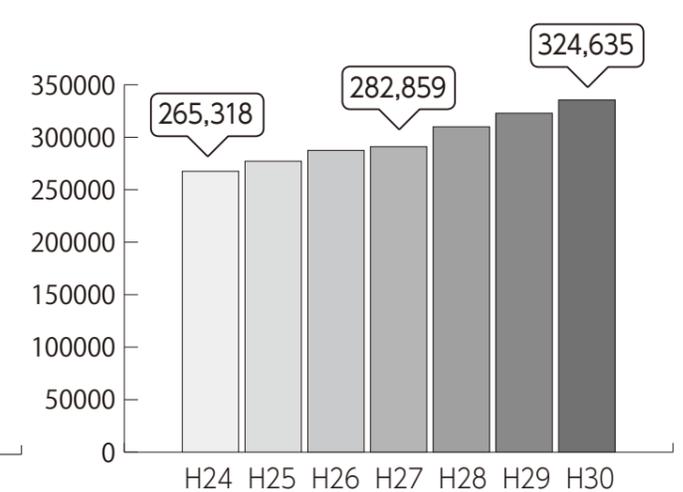
## 今後の高島市の国保はどうなる？

後期高齢者医療保険制度への移行や被用者保険（勤務先の健康保険）の適用範囲拡大の影響から、国保加入者は年々減少傾向ですが、医療技術の高度化などにより1人あたりの医療費は増加傾向にあります。

◇ 国保加入者数（人）



◇ 1人あたりの医療費（円）



県に支払う納付金の動向や今後策定される滋賀県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、適宜税負担の見直しについて検討を行います。